

愛媛県住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する制度要綱

目次

第1章 総則（第1条～第2条）

第1条 趣旨

第2条 用語の定義

第2章 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業（第3条～第15条）

第3条 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録申請書等の審査等

第4条 削除

第5条 登録申請書の審査

第6条 登録の実施及び登録簿の閲覧

第7条 登録の通知

第8条 登録の申請が基準に適合しないと認める旨の通知

第9条 市町の長への通知

第10条 登録の拒否の通知

第11条 廃止の届出

第12条 申請等の取下げ

第13条 報告の徴収

第14条 指示

第15条 登録の取消し

第3章 居住安定援助賃貸住宅事業（第16条～第22条）

第16条 居住安定援助計画の認定申請書等の審査等

第17条 認定の申請

第18条 認定申請書の審査

第19条 申請等の取下げ

第20条 不受理の通知等

第21条 計画の認定の取消し

第22条 町の長への通知

第4章 住宅確保要配慮者居住支援法人（第23条～第35条）

第23条 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定申請書等の審査等

第24条 指定の申請

第25条 指定申請書の審査

第26条 指定の通知

第27条 指定の申請が基準に適合しないと認める旨の通知

第28条 変更の認可及び届出

第29条 家賃債務保証業務の委託

第30条 債務保証業務規程及び残置物処理等業務規程の認可

第31条 事業計画等の認可

第32条 支援法人の指定辞退

第33条 申請等の取下げ

第34条 指定の取消し

第35条 市町への意見聴取

第5章 雑則（第36条～第37条）

第36条 身分証明書

第37条 補則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）の施行については、法、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省、国土交通省令第1号。以下「共管省令」という。）、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「国土交通省令」という。）、厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（令和7年厚生労働省令第68号。以下「厚生労働省令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱の用語の意義は、法、共管省令、国土交通省令、厚生労働省令の定めるところによる。

第2章 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業

(住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録申請書等の審査等)

第3条 法、国土交通省令又はこの章の規定に基づき地方局長に提出される住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等に係る申請書、届出書、報告書その他の書類（以下「登録申請書等」という。）の提出先は、地方局建設部建築指導課（但し、四国中央土木事務所管内においては四国中央土木事務所用地管理課、八幡浜土木事務所管内においては八幡浜土木事務所管理課とする。以下「地方局建設部建築指導課等」という。）とし、正本1通及び副本1通を提出するものとする。但し、国土交通省令第6条に定める住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請及び同第18条に定める登録事業等変更届出に係る書類等はセーフティネット住宅情報提供システム上で電子データにより提出することができるものとする。

2 登録申請書等に係る内容審査、登録、登録の抹消、登録の取消し、市町の長への通知、指導、助言若しくは指示は、地方局建設部建築指導課等において行う。

第4条 削除

(登録申請書の審査)

第5条 地方局長は、法第8条の登録の申請があったときは、次の事項を審査、確認する。

- (1) 第3条の規定により提出された書類（以下「提出書類」という。）に形式上の不備がないこと
- (2) 提出書類に記載すべき事項の記載が不十分でないこと
- (3) 提出書類に記載された内容が法第10条第1項に規定する登録の基準に適合していること
- (4) 提出書類に記載された内容に虚偽がないこと

(登録の実施及び登録簿の閲覧)

第6条 法第10条第2項に規定する登録簿は、登録申請書別紙に登録年月日及び登録番号

を付したものとし、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録簿として一般の閲覧に供するものとする。

(登録の通知)

第7条 地方局長は、法第8条の規定による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録をしたときは、法第10条第3項の規定に基づき、「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に係る登録通知書(様式第2号)」により、当該登録を受けた者宛て通知するものとする。

(登録の申請が基準に適合しないと認める旨の通知)

第8条 地方局長は、法第8条の登録の申請が、当該申請書の記載によっては法第10条第1項各号に掲げる基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、行政手続法(平成5年法律第88号)第7条の規定により、速やかに「行政手続法第7条の規定による補正について(期限内に処理できない旨の通知書)(様式第3号)」により当該申請をした者に交付し、相当の期間を定めて当該申請の補正を求めなければならない。

2 地方局長は、法第8条の登録の申請が法第10条第1項に掲げる基準に適合しないと認めたときは、同条第4項の規定に基づき、「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録の申請が基準に適合しないと認める旨の通知書(様式第4号)」により、当該申請をした者宛て通知するものとする。

(市町の長への通知)

第9条 地方局長は、法第8条の規定による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録をしたときは、法第10条第5項の規定に基づき、「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録を行った旨の通知書(様式第5号)」により、市町の長宛て通知するものとする。

2 地方局長は、法第12条第3項の規定による登録住宅の変更の登録をしたときは、同条第4項の規定に基づき、「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録の変更登録を行った旨の通知書(様式第6号)」により、市町の長宛て通知するものとする。

3 地方局長は、法第15条第1項の規定による登録住宅の登録を抹消したときは、同条第2項の規定に基づき、「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録の抹消を行った旨の通知書(様式第7号)」により、市町の長宛て通知するものとする。

(登録の拒否の通知)

第10条 地方局長は、法第11条第1項の規定による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録を拒否したときは、同条第2項の規定に基づき、「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録を拒否した旨の通知書(様式第8号)」により、当該申請をした者宛て通知するものとする。

(廃止の届出)

第11条 登録事業者は、法第14条第1項の規定による登録事業の廃止をしたときは、「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る廃止の届出書(様式第9号)」に、「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に係る登録通知書(様式第2号)」を添えて地方局長に届け出なければならない。

(申請等の取下げ)

第12条 法第9条第1項に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の申請

又は法第12条第1項に規定する登録事項等の変更の届出を行った者は、当該申請等に係る通知書の交付を受ける前に当該申請等を取下げの場合は、「申請等取下届出書（様式第10号）」により地方局長に届け出なければならない。

（報告の徴収）

第13条 法第22条に規定する報告は、「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の管理状況報告書（様式第11号）」により行うものとする。

（指示）

第14条 地方局長は、法第22条の報告により登録事項等が事実と異なることを確認したときは、法第23条第1項に基づき、「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録事項に関する指示書（様式第12号）」により、登録事業者へ指示を行うものとする。

2 地方局長は、法第22条の報告により、登録事業が法第10条第1項各号に掲げる基準に適合しないことを確認したときは、法第23条第2項に基づき、「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録基準に関する指示書（様式第13号）」により、登録事業者へ指示を行うものとする。

3 地方局長は、第22条の報告により、登録事業者が法第16条又は第17条の規定に違反したことを確認したときは、法第23条第3項に基づき、「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録基準に関する是正指示書（様式第14号）」により、登録事業者へ指示を行うものとする。

（登録の取消し）

第15条 前条の指示書に記載する期限までに、登録事業者から必要な訂正若しくは是正措置を行った旨の報告が無いとき又は登録事業者が当該指示に従わないときは、地方局長は、法第24条第2項第2号の規定により登録事業の取消しを行うものとする。

2 地方局長は、法第24条第1項又は第2項の規定による登録の取消しを行ったときは、同条第3項の規定に基づき、「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録の取消しをした旨の通知書（様式第15号）」により、当該登録事業者であった者宛て通知するものとする。

第3章 居住安定援助賃貸住宅事業

（居住安定援助計画の認定申請書等の審査等）

第16条 法、共管省令又はこの章の規定に基づき知事に提出される居住安定援助計画の認定等に係る申請書、届出書、報告書その他の書類（以下「認定申請書等」という。）の提出先は、土木部道路都市局建築住宅課とする。ただし、共管省令第5条及び第8条に定める居住安定援助計画の認定申請に係る書類、同第21条に定める軽微な変更届出書、同第22条に定める計画の変更の認定申請に係る書類、同第23条第1項に定める廃止届出書、同第24条に定める地位の承継の承認申請に係る書類、同第30条に定める定期報告書、同第32条に定める目的外使用に係る承認申請書は居住サポート住宅情報提供システム上で電子データにより提出することができるものとする。

2 認定申請書等に係る内容審査、認定、承認、認定の取消し、町の長への通知、指導、助言又は改善命令は、土木部道路都市局建築住宅課において行う。

（認定の申請）

第17条 共管省令第8条第8号に規定する知事が必要と認める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 居住安定援助を委託により行う場合は、委託契約書（案を含む）
- (2) 通信機器による安否確認を行う場合は、安否確認機器の概要が分かる書類（パンフレット等）
- (3) 福祉サービスへのつなぎ先が民間事業者等（公的機関を除く）の場合は、当該つなぎ先の同意書等（担当者のサイン、打合せの議事録等も可）
- (4) 援助実施者が提供する、居住サポートと同様の一般向けサービスの利用料が分かる書類

2 知事は、必要に応じて前項以外の書類の添付を求めることができる。

（認定申請書の審査）

第18条 知事は、法第40条第1項の認定の申請があったときは、次の事項を審査、確認する。法第44条第1項の変更の認定の申請があったときも、同様とする。

- (1) 前条の規定により提出された書類（以下「提出書類」という。）に形式上の不備がないこと
- (2) 提出書類に記載すべき事項の記載が不十分でないこと
- (3) 提出書類に記載された内容が法第41条各号に掲げる基準に適合していること
- (4) 提出書類に記載された内容が法第42条各号のいずれにも該当しないこと
- (5) 提出書類に記載された内容に虚偽がないこと

（申請等の取下げ）

第19条 法第40条第1項に規定する居住安定援助計画の認定申請、法第44条第1項に規定する計画の変更認定申請、法第45条に規定する地位の承継の承認申請、法第50条第1項に規定する専用賃貸住宅の目的外使用の承認申請を行った者は、当該申請等に係る通知書の交付を受ける前に当該申請等を取下げの場合は、「申請等取下届出書（様式第16号）」により知事に届け出なければならない。

（不受理の通知等）

第20条 知事は、法第40条第1項の居住安定援助計画の認定申請に係る申請者が法第42条に該当すると認め、申請を受理しないときは、「居住安定援助計画の認定を行わない旨の通知書（様式第17号）」により、当該申請をした者宛て通知するものとする。

2 知事は、法第44条第1項の居住安定援助計画の変更認定申請に係る変更後の事業者が法第44条第2項において準用する法第42条に該当すると認め、変更申請を受理しないときは、「居住安定援助計画の変更の認定を行わない旨の通知書（様式第18号）」により、当該申請をした者宛て通知するものとする。

3 知事は、法第45条の地位の承継の承認申請に係る申請者が法第42条に該当すると認め、承認申請を受理しないときは、「認定事業者の地位の承継の承認を行わない旨の通知書（様式第19号）」により、当該申請をした者宛て通知するものとする。

（計画の認定の取消し）

第21条 知事は、法第56条第1項又は第2項の規定による居住安定援助計画の認定の取消しを行ったときは、同条第3項の規定に基づき、「居住安定援助計画の認定の取消しをした旨の通知書（様式第20号）」により、当該認定事業者であった者宛て通知するものとする。

(町の長への通知)

第22条 知事は、法第41条の規定による居住安定援助計画の認定をしたときは、法第43条第2項の規定に基づき、「居住安定援助計画の認定を行った旨の通知書（様式第21号）」により、町の長宛て通知するものとする。

2 知事は、法第44条第1項の規定による居住安定援助計画の変更の認定をしたときは、同条第2項において準用する法第43条第2項の規定に基づき、「居住安定援助計画の変更認定を行った旨の通知書（様式第22号）」により、町の長宛て通知するものとする。

3 知事は、共管省令第21条第2項の規定による軽微な変更の届出書を受理したときは、「居住安定援助計画の軽微な変更届出書の受理を行った旨の通知書（様式第23号）」により、町の長宛て通知するものとする。

4 知事は、法第44条第3項の規定による居住安定援助賃貸住宅事業の廃止届出書を受理したときは、「居住安定援助賃貸住宅事業の廃止届出書の受理を行った旨の通知書（様式第24号）」により、町の長宛て通知するものとする。

5 知事は、法第50条第1項の規定による専用賃貸住宅の目的外使用の承認をしたときは、同条第2項の規定に基づき、「専用賃貸住宅の目的外使用の承認を行った旨の通知書（様式第25号）」により、町の長宛て通知するものとする。

6 知事は、法第56条第1項又は第2項の規定による居住安定援助計画の認定の取消しを行ったときは、同条第4項の規定に基づき、「居住安定援助計画の認定の取消しを行った旨の通知書（様式第26号）」により、町の長宛て通知するものとする。

第4章 住宅確保要配慮者居住支援法人

(住宅確保要配慮者居住支援法人の指定申請書等の審査等)

第23条 この章の規定に基づき知事に提出される住宅確保要配慮者居住支援法人の指定申請等に係る申請書、届出書、報告書その他の書類（以下「指定申請書等」という。）の提出先は、土木部道路都市局建築住宅課とし、正本1通及び副本1通を提出するものとする。

2 指定申請書等に係る内容審査、指定、認可、指導、助言若しくは指示又は立入検査は、土木部道路都市局建築住宅課において行う。

(指定の申請)

第24条 法第59条第1項に規定する指定を受けようとする者は、「住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書（様式第27号）」により、知事に申請しなければならない。

2 共管省令第41条第2項第5号に規定する知事が必要と認める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 個人情報保護に関する規程その他これに準ずるもの

(2) 支援法人指定に関する「誓約書（様式第28号）」

(3) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

3 知事は、必要に応じて前項以外の書類の添付を求めることができる。

(指定申請書の審査)

第25条 知事は、法第60条の指定の申請があったときは、次の事項を審査、確認する。

(1) 前条の規定により提出された書類（以下「提出書類」という。）に形式上の不備が

ないこと

- (2) 提出書類に記載すべき事項の記載が不十分でないこと
- (3) 提出書類に記載された内容が法第59条第1項各号に掲げる基準に適合していること
- (4) 提出書類に記載された内容が法第59条第2項各号のいずれにも該当しないこと
- (5) 提出書類に記載された内容に虚偽がないこと

(指定の通知)

第26条 知事は、法第59条第1項の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人の指定をしたときは、「住宅確保要配慮者居住支援法人に係る指定通知書（様式第29号）」により、当該指定を受けた者宛て通知するものとする。

(指定の申請が基準に適合しないと認める旨の通知)

第27条 知事は、法第60条の指定の申請が、当該申請書の記載によっては法第59条第1項各号に掲げる基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第7条の規定により、速やかに「行政手続法第7条の規定による補正について（期限内に処理できない旨の通知書）（様式第30号）」により当該申請をした者に交付し、相当の期間を定めて当該申請の補正を求めなければならない。

- 2 知事は、法第60条の指定の申請が法第59条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認めたときは、「住宅確保要配慮者居住支援法人の指定の申請が基準に適合しないと認める旨の通知書（様式第31号）」により、当該申請をした者宛て通知するものとする。
- 3 知事は、法第60条の指定の申請者が法第59条第2項各号のいずれかに該当すると認め、同条第1項による指定を行わないときは、「住宅確保要配慮者居住支援法人の指定を行わない旨の通知書（様式第32号）」により、当該申請をした者宛て通知するものとする。

(変更の認可及び届出)

第28条 支援法人は、法第61条第1項の規定による支援業務種別の変更認可を受けようとするときは、「住宅確保要配慮者居住支援法人に係る支援業務種別変更認可申請書（様式第33号）」により、知事に申請しなければならない。

- 2 知事は、同項の規定による認可を行うときは、「支援業務種別変更認可通知書（様式第34号）」により、当該認可を受けた者宛て通知するものとする。
- 3 知事は、同項の規定による認可を行わないときは、「支援業務種別変更の認可を行わない旨の通知書（様式第35号）」により、当該申請をした者宛て通知するものとする。
- 4 支援法人は、法第61条第2項の規定による変更をするときは、「住宅確保要配慮者居住支援法人に係る指定事項等変更届出書（様式第36号）」により知事に届け出なければならない。

(家賃債務保証業務の委託)

第29条 支援法人は、法第63条第1項の規定による債務保証業務の委託の認可を受けようとするときは、「債務保証業務委託認可申請書（様式第37号）」により知事に申請しなければならない。

- 2 知事は、同項による認可を行うときは、「債務保証業務委託認可通知書（様式第38号）」により、当該認可を受けた者宛て通知するものとする。
- 3 知事は、同項による認可を行わないときは、「債務保証業務委託の認可を行わない旨の通知書（様式第39号）」により、当該申請をした者宛て通知するものとする。

(債務保証業務規程及び残置物処理等業務規程の認可)

第30条 支援法人は、法第64条第1項の規定による債務保証業務規程又は残置物処理等業務規程の認可を受けようとするときは、「業務規程認可申請書(様式第40号)」に債務保証業務規程又は残置物処理等業務規程を添えて、知事に申請しなければならない。

2 支援法人は、同条第3項の規定による変更の認可を受けようとするときは、「業務規程変更認可申請書(様式第41号)」に変更した債務保証業務規程又は残置物処理等業務規程を添えて、知事に申請しなければならない。

3 知事は、同条第1項による認可を行うときは、「業務規程認可通知書(様式第42号)」、同条第3項による変更の認可を行うときは、「業務規程変更認可通知書(様式第43号)」により、当該認可を受けた者宛て通知するものとする。

4 知事は、同条第1項による認可を行わないときは、「業務規程の認可を行わない旨の通知書(様式第44号)」、同条第3項による変更の認可を行わないときは、「業務規程変更の認可を行わない旨の通知書(様式第45号)」により、当該申請をした者宛て通知するものとする。

(事業計画等の認可)

第31条 支援法人は、法第65条第1項の規定による事業計画等の認可を受けようとするときは、「支援業務事業計画等認可申請書(様式第46号)」により知事に申請しなければならない。

2 支援法人は、同項の規定による事業計画等の変更認可を受けようとするときは、「支援業務事業計画等変更認可申請書(様式第47号)」により知事に申請しなければならない。

3 知事は、同項による認可を行うときは、「支援業務事業計画等認可通知書(様式第48号)」、同項による変更の認可を行うときは、「支援業務事業計画等変更認可通知書(様式第49号)」により、当該認可を受けた者宛て通知するものとする。

4 知事は、同項による認可を行わないときは、「支援業務事業計画等の認可を行わない旨の通知書(様式第50号)」、同項による変更の認可を行わないときは、「支援業務事業計画等の変更認可を行わない旨の通知書(様式第51号)」により、当該申請をした者宛て通知するものとする。

(支援法人の指定辞退)

第32条 支援法人は、自らのやむを得ない理由により、指定の辞退を行うときは、「住宅確保要配慮者居住支援法人指定辞退届出書(様式第52号)」に、「住宅確保要配慮者居住支援法人の指定に係る通知書(様式第29号)」を添えて知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(申請等の取下げ)

第33条 法第60条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人の指定の申請、法第61条第1項に規定する支援業務種別の変更認可申請、法第61条第2項に規定する登録事項等の変更の届出、法第63条第1項に規定する債務保証業務の委託の認可申請、法第64条第1項に規定する業務規程の認可申請、法第64条第3項に規定する業務規程の変更認可申請、法第65条第1項に規定する事業計画等の認可申請、又は同項に規定する事業計画等の変更認可申請を行った者は、当該申請等に係る通知書の交付を受ける前に当該申請

等を取下げの場合は、「申請等取下届出書（様式第53号）」により知事に届け出なければならない。

（指定の取消し）

第34条 知事は、法第70条第1項又は第2項の規定による指定の取消しを行ったときは、「住宅確保要配慮者居住支援法人の指定の取消しをした旨の通知書（様式第54号）」により、当該支援法人であった者宛て通知するものとする。

（市町への意見聴取）

第35条 知事は、法第59条第1項の住宅確保要配慮者居住支援法人の指定をする場合において、必要があると認めるときは、支援業務の対象となる区域の市町長に対し、関係書類を添えて意見を聴くものとする。

第5章 雑則

（身分証明書）

第36条 法第33条第2項（法第54条第3項及び第69条第2項において準用する場合を含む。）に規定する証明書は、「身分証明書（様式第55号）」によるものとする。

（補則）

第37条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年10月25日から適用する。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成30年4月2日から適用する。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成30年7月10日から適用する。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成31年2月7日から適用する。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

- 1 改正後の要綱は、令和7年10月1日から適用する。